

1 配偶者やその他親族からの暴力等の理由で避難している方について

(1) 支給要件

配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している方で以下の①から④のいずれかに当てはまる方

- ① 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく保護命令を受けていること
- ② 婦人相談所から「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」や市町村、民間支援団体等の確認書が発行されている方
- ③ 基準日（令和4年9月30日）の翌日以降に住民票が居住住所地へ移され、支援措置の対象となっていること
- ④ ①から③に掲げる場合のほか、申出者と住民票上の世帯との間に生活の一体性がないと認められる方

(2) 手続き方法

【桶川市へ避難している方】

以下の書類を提出してください。

- ① 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金に係る配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している旨の申出書（HP上に添付があります）
- ② 措置を受けていることを証明する書類
- ③ 本人確認書類の写し（コピー）

※ 2の措置を受けていることが証明できる資料がない場合には、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金DV等被害申出受理確認書（HP上に添付があります）を作成し、証明を受けたものを同時に提出してください。申出書確認後に、申請書を送付します。

【桶川市から他市に避難されている方】

今お住いの市区町村で申請することができます。詳しくは、お住いの市区町村にお問い合わせください。

2 令和4年1月1日から基準日（令和4年9月30日）までに離婚した方

令和4年1月1日から基準日（令和4年9月30日）の間に離婚した方は、一定の要件を満たした場合、申請を行うことにより、給付金を受給できる場合があります。

※ 基準日（令和4年9月30日）以前に離婚された方

元配偶者に扶養にかかわらず、本人が属する世帯全員が令和4年度住民税非課税である場合には、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の対象となります。基準日時点での世帯が令和4年度住民税課税であった方は、令和4年1月以降の収入が減少し、住民税非課税基準になった場合には、家計急変向けの給付金の対象となります。